

**【沖縄県八重山事務所】  
火薬類関係業務一覧表**

**火薬類販売営業許可関連**

1	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第5条の規定に基づき、火薬類の販売営業の許可をすること(競技用紙雷管に限る。)
2	火薬類取締法第16条第1項の規定に基づき、販売営業の廃止届を受理すること(競技用紙雷管に限る。)
3	火薬類取締法第29条第1項の規定に基づき、保安教育計画を認可すること(競技用紙雷管に限る。)

**火薬類庫外貯蔵指示関連**

1	火薬類取締法第11条第3項の規定に基づき、技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべき旨を命ずること(火薬庫外の貯蔵所に限る。)
---	---

**火薬類譲渡、譲受、消費、廃棄関連**

1	火薬類取締法第17条第1項及び第3項の規定に基づき、火薬類の譲渡若しくは譲受を許可し、又はその許可を取り消すこと。
2	火薬類取締法第25条第1項及び第3項の規定に基づき、火薬類の消費を許可し、又は許可を取り消すこと。
3	火薬類取締法第27条第1項の規定に基づき、火薬類の廃棄を許可すること。

**火薬類輸入関連**

1	火薬類取締法第24条第1項の規定に基づき、火薬類の輸入を許可すること。
2	火薬類取締法第24条第3項の規定に基づき、火薬類の輸入の届出を受理すること。

**責任者選解任関連**

1	火薬類取締法第29条第4項又は第5項の規定に基づき、多量の火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定し、又は同条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、認可すること。
2	火薬類取締法第30条第3項の規定に基づき、取扱保安責任者又は取扱副保安責任者の選任又は解任の届出を受理すること。
3	火薬類取締法第33条第2項の規定に基づき、保安責任者の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。

**各種報告関連**

1	火薬類取締法第36条第1項の規定に基づき、安定度試験実施の結果報告を受理すること。
2	火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第81条の14の規定に基づき、同条の表の第5号、第10号から第12号まで、第14号及び第15号に掲げる者から報告又は届出を受理すること(販売業者については、競技用紙雷管に限る。)